市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

開発行為に伴い路線を認定する必要が生じたので、道路法第8条第2項 の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定にもとづき、 次の路線を市道に認定する。

路線名	起 終	点点	備	考
青3313号線	青梅市新町5丁目23番50 青梅市新町5丁目23番47		別 記 図表示のと	おり





 青梅市新町5丁目地内

 認定する市道路線

 延長29.10メートル

